

# 平成30年第5回上三川町議会定例会会議録

平成30年12月13日（木）

## 10 目 目

(常任委員会審査結果報告・討論・採決等)

(委員会視察研修結果報告)

(議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査)

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 遠井 正  
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	星野 和弘	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議案第68号から議案第81号まで、及び議案第89号から議案第91号までの常任委員会審査結果報告について

- 日程第2 議員案第2号 主要農作物種子法廃止に際し、日本の種子保全の施策を求める意見書の提出について
- 日程第3 総務文教常任委員会及び広報委員会視察研修結果報告について
- 日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【田村 稔君】 日程に入ります。日程第1、「議案第68号から議案第81号まで、及び議案第89号から議案第91号までの常任委員会審査結果報告について」を議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

平成30年12月13日

上三川町議会議長 田村 稔 様

上三川町議会総務文教常任委員会  
委員長 高橋正昭

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

##### 1 審査事件

- (1) 議案第68号 上三川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第69号 公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第70号 上三川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第71号 上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第72号 上三川町環境美化条例の制定について
- (6) 議案第73号 小山広域保健衛生組合規約の一部変更について
- (7) 議案第74号 上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設の指定管理者の指定について
- (8) 議案第89号 上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第90号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第91号 上三川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 審査日

平成30年12月10日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

平成30年12月13日

上三川町議会議長 田村 稔 様

上三川町議会産業厚生常任委員会  
委員長 津野田重一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第75号 上三川町赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第76号 上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第77号 上三川町高齢者福祉事業補助金等条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第78号 上三川町農産物直売所の設置及び管理に関する条例の制定について
- (5) 議案第79号 上三川町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第80号 上三川町中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について
- (7) 議案第81号 上三川町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

2 審査日

平成30年12月10日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

○議長【田村 稔君】 これより委員長の報告を求めます。はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。7番、総務文教常任委員長、高橋正昭君。

(7番・総務文教常任委員長 高橋正昭君 登壇)

○7番・総務文教常任委員長【高橋正昭君】 総務文教常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

12月4日及び6日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第68号から議案第74号まで、及び議案第89号から議案第91号までの計10件であります。12月10日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

総務課所管の議案第68号では、組織機構見直しによる窓口手続の変更点に関する質問に対し、国民健康保険加入手続において、現在は加入事由により保険課または住民生活課の2課で対応しているが、変更後は住民課において全て行うこととなる、との説明がありました。

税務課所管の議案第70号では、軽自動車税環境性能割の課税に関する質問に対し、これまでの自動車取得税にかわるものであるため、自動車の購入時に課税され、当分の間は県が賦課徴収事務を行う町の税収となる、との説明がありました。

住民生活課所管の議案第72号では、土地の管理にかかわる所有者等の指導方法に関する質問に対し、初めに口頭や文書により指導を行い、それにより対応がなされなければ、必要に応じ勧告、命令を行うこととなる、との説明がありました。

生涯学習課所管の議案第74号では、指定管理者変更による引き継ぎに関する質問に対し、適切に行うよう募集要項及び仕様書において定めており、本課指導のもと円滑に進めていく、との説明がありました。

審査の結果、議案第68号から議案第74号まで、及び議案第91号は全員賛成により、並びに議案第89号及び議案第90号は賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

平成30年12月13日、総務文教常任委員長、高橋正昭。

○議長【田村 稔君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。10番、産業厚生常任委員長、津野田重一君。

(10番・産業厚生常任委員長 津野田重一君 登壇)

○10番・産業厚生常任委員長【津野田重一君】 産業厚生常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

12月4日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第75号から議案第81号までの計7件であります。12月10日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果についてご報告いたします。

福祉課所管の議案第75号では、赤ちゃん誕生祝金支給にかかわる町税納付要件を付す対象者の範囲に関する質問に対し、支給対象となる出生児の父母である、との説明がありました。

議案第76号では、家庭的保育事業等の基準に関する質問に対し、基準の改正により職員の病気などの理由から保育が行えない家庭的保育事業者等が、保育園、幼稚園、または認定こども園以外の保育事業者からも代替保育を確保することが可能となる、との説明がありました。

保険課所管の議案第77号では、高齢者福祉事業補助金等の交付にかかわる町税納付要件の周知方法に関する質問に対し、広報紙やホームページ等により周知を行う予定である、との説明がありました。

産業振興課所管の議案第78号では、農産物直売所で販売する加工品及び出荷者の募集に関する質問に対し、加工品は野菜の加工品やかみのかわブランド認定品を考えている。また、出荷者の募集は指定管理者が主体となり行う、との説明がありました。

議案第79号では、施設再整備を行った企業に対し奨励金を交付する理由に関する質問に対し、企業の撤退防止や地域経済の活性化のためである、との説明がありました。

議案第80号では、県内の条例制定状況に関する質問に対し、9月現在で16市町が制定している、との説明がありました。

審査の結果、議案第75号及び議案第76号は賛成多数により、議案第77号から議案第81号までは全員賛成により原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

平成30年12月13日、産業厚生常任委員長、津野田重一。

○議長【田村 稔君】 常任委員長の報告が終了いたしました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 反対討論をいたします。

今回の条例は、条例改正は、税の公平性から滞納者へのまちづくり補助金支出の制限に基づくものということです。その内容は、赤ちゃん誕生祝金、シルバーカー購入費補助金、家具転倒防止器具等取付費補助金、また敬老祝金、寝たきり高齢者介護手当、高齢者日常生活用具給付、高齢者介護用品給付、また、家族介護慰労金給付などです。

安倍政治で貧困と格差は広がるばかりです。町民の生活は大変な状況です。地方自治法は住民の福祉の増進をうたい、町はその観点から行政に取り組むべきであります。滞納者への補助金の支出の制限は本末転倒と言わなければなりません。

私は以上の理由によりまして、議案第75号、そして議案第77号、また議案89号、そして議案90号には反対いたします。

以上です。

○議長【田村 稔君】 ほかに討論はありませんか。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 私は、町が執行することに対し反対討論をいたします。

先日、私の一般質問のときに町長の答弁で、私の質問に対し金額的なことを申し上げたので、それに対して私は一言申し上げたいと思います。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、議案に対する反対討論をしてください。

○9番【勝山修輔君】 執行に対する反対討論をいたします。

私が情報公開請求で得た29年度の収支実績によりますと、利益238万3,400円というふうに町長は申し述べておりました。私、健康課の回答で、プール教室の参加人数は……。

○議長【田村 稔君】 勝山議員に申し上げます。議案に対する討論を行ってください。

○9番【勝山修輔君】 それでは、じゃ、私が今言わんとしていることがとめられるようでしたら、私はこの報告に、執行するのに、どうしてこの金額の違いを計算もせずに執行していくのか。予算執行停

止を希望し、さらに他の行政では、指定管理者による自主事業の原資が税金であるということはないことでもあります。全て収支決算書が提出されていないのにもかかわらず、特定事業者のために町  
の予算を執行していることに対して反対討論といたします。

○議長【田村 稔君】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで討論は終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第68号「上三川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号「公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号「上三川町税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号「上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号「上三川町環境美化条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号「小山広域保健衛生組合規約の一部変更について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号「上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号「上三川町赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号「上三川町高齢者福祉事業補助金等条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号「上三川町農産物直売所の設置及び管理に関する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号「上三川町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号「上三川町中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号「上三川町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号「上三川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長【田村 稔君】 日程第2、議員案第2号「主要農作物種子法廃止に際し、日本の種子保全の施策を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。15番、石崎幸寛君。

(15番 石崎幸寛君 登壇)

○15番【石崎幸寛君】 ただいま上程になりました議員案第2号「主要農作物種子法廃止に際し、日本の種子保全の施策を求める意見書の提出について」、ご説明いたします。

お手元の議員提出議案の議案書2ページをお開き願います。

まず、本案の提出者は、私、石崎幸寛、賛成者は、稲川 洋君、高橋正昭君、稲見敏夫君、松本 清君、生出慶一君であります。意見書の内容につきましては、日本の農作物の種子保全のため、本年4月に廃止された主要農作物種子法にかわる法律の整備等代替施策を、国及び県において実施するよう求めるものでございます。

意見書を朗読して、提案理由の説明といたします。

議案書3ページをお開き願います。

まず、国に対する意見書であります。

主要農作物種子法廃止に際し、日本の種子保全の施策を求める意見書。

主要農作物種子法（以下「種子法」という。）は、規制改革推進会議の廃止の提言を受け、閣議決定された後、平成29年4月14日の国会で廃止法案が可決成立し、本年（平成30年）4月より廃止になった。

種子法は、「国民を飢えさせない」を大前提に、昭和27年より、日本の農業と国民の食生活を支える主要農作物としての米、麦、大豆の種子の生産及び普及を都道府県に義務づけてきた。その結果、各

都道府県の農業試験場では、地域に適合する品種の改良に努め、産地の分散化や品種の多様性という食料安全保障上極めて重要な部分を支えてくることができた。しかし、種子法の廃止により、その法的根拠が失われることになった。

また、同時に施行された農業競争力強化支援法第8条第4号においては、「種子その他の種苗について、（中略）独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。」と規定されている。

これらのことを考えると、次のような弊害が出てくることが予想される。

1 これまで種子法に基づいた都道府県の取り組みが後退する。

2 種子を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に対し特許権を取得され、それにより農業者は特許使用料を払わなければ種子が使えなくなる。

3 特許権のある品種の農作物を自己の農地近くにおいて栽培された場合、花粉の飛散伝播により自然交配し、特許侵害で訴訟を起こされるおそれがある（実際に北米であった。）。

4 品種の多様性が失われ単一品種になりやすく、また、その結果、天候不順などの同じ原因で被害が大きくなりやすくなる。

以上のことから、下記事項について要望する。

#### 記

1 参議院で付帯決議された、種子の国外流出の防止、種子独占の弊害の防止及び生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産の確保を図ること。

2 日本の種子を保全するための根拠法を早急に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成30年12月13日、栃木県上三川町議会。

内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣宛て。

議案書4ページをお開き願います。

次に、県に対する意見書であります。前段は国と同じになりますので、省略させていただきます。

要望事項については、

#### 記

1 県農業試験場の業務に滞りが生じないよう十分な予算措置をすること。

2 栃木県の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保すること。

3 種子法にかわる県条例を早急に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年12月13日、栃木県上三川町議会。

栃木県知事、栃木県議会議長宛て。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議員案第2号は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議員案第2号「主要農作物種子法廃止に際し、日本の種子保全の施策を求める意見書の提出について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議員案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【田村 稔君】 日程第3、「総務文教常任委員会及び広報委員会視察研修結果報告について」を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。7番、総務文教常任委員長、高橋正昭君。

(7番・総務文教常任委員長 高橋正昭君 登壇)

○7番・総務文教常任委員長【高橋正昭君】 総務文教常任委員会の視察研修結果についてご報告いたします。

総務文教常任委員会は、11月8日、9日の2日間で、岩手県花巻市において「市民との協働によるまちづくりへの取り組みについて」、及び一関市においては「国体（フェンシング競技）開催に向けた取り組みについて」、視察研修をまいりました。

1日目の花巻市は、人口約10万人、北上盆地のほぼ中央に位置し、面積は908.39平方キロメートル、東北有数の温泉地として、また、宮沢賢治の生誕地として知られ、豊かな自然と花巻人の温かい人情で県内外から訪れる多くの人々を迎えています。

花巻市では、地域住民で形成される地域のコミュニティ会議を核とした地域づくりを行っています。コミュニティ会議では、「地域は住民の総意によるもの」、「地域住民の協力によるもの」、「地域住民の自主的な意思と行動によるもの」であることを軸に、市民みずからが地域の課題を把握し、その解決に努め、自立した地域社会の実現を目的に活動しています。現在、市内27地区にコミュニティ会があり、簡易的な道路舗装などの環境整備、生涯学習や防災学習の開催など、各地区の住民が地域の課題解決や活性化のため独自に考えた活動を行っており、その活動を支援するため、市では総額2億円の地域づくり交付金の交付や、活動を支援するための窓口を設置し、さまざまな相談に対応しています。

コミュニティ会議を核とした地域づくりにより、「行政では解決に行き届かない課題について、スピード感を持って対応できるようになった」、「地域に根差した地域づくりが進められた」、「参画と協働による地域づくりの意識づけの機会となった」などの成果が得られたとのことでした。

課題としては、地域づくりの担い手不足や若い世代の地域づくりへの参加促進、やらされ感や特定の方へ役職が集中する負担感、行政のサポートや連携不足等が挙げられており、今後は課題の1つである地域づくりの担い手不足や若い世代の地域づくりへの参加促進について、地域づくりのための人材育成を行いながら、地域住民の総意、参画と協働によるまちづくりを目指すことが重要であると述べられていました。

花巻市の市民との協働によるまちづくりの取り組みを研修し、いまだ途中でありますが、行政と市民が目的に向かって確実に成果を上げていると深く感銘を受けました。

2日目の一関市は、人口約11万8,000人、岩手県の南端に位置し、面積1,256.4平方キロメートルで、首都圏からの距離は450キロ、新幹線を利用しての日帰り交通圏に入ります。

一関市は平成28年に開催されたいわて国体において、フェンシング、バレーボール、バスケットボールの3競技が実施されました。

開催に向けた啓発広告の取り組みでは、横断幕、看板、チラシ（全戸配布）の作成、国体のPRイベント時におけるポケットティッシュやボールペンなどの啓発グッズの配布、また、開催1年前や直前に新聞への特集記事掲載を行うなどして啓発に努められました。

ボランティアや関係機関等の連携では、市内の学校や企業の協力を得て、市内各所に花を植える花いっぱい運動を実施しました。また、国体の期間中に花巻駅前に設置した総合案内所の人員配置の協力を観光協会等をお願いしたとのことでした。

課題としては、フェンシング競技は選手一人一人の荷物が多く、大会期間中は置いたままとなるため、その置場の確保と管理について施設管理者との協議が必要であったこと、また、競技に必要な機器には精密なものが多く含まれていることなどから、輸送費等も高額となってしまったとのことでした。

一関の国体、フェンシング競技開催に向けた取り組みについての研修では、当時の各組織は既に解散したそうですが、各種資料を用意され、懇切丁寧に対応していただきました。

両市とも人口10万人の大都市であり、本町とは規模こそ違いますが、まちづくりや国体という大きな事業に対し、行政だけでなく市全体が一丸となって取り組まれている姿が拝察され、大変有意義な研修となりました。

以上で、視察研修報告といたします。

平成30年12月13日、総務文教常任委員長、高橋正昭。

○議長【田村 稔君】 次に、広報委員長の報告を求めます。4番、広報委員長、神藤昭彦君。

（4番・広報委員長 神藤昭彦君 登壇）

○4番・広報委員長【神藤昭彦君】 広報委員会では、10月29日及び30日の2日間、石川県白山市及び同県津幡町に視察研修をまいりましたので、視察内容について報告いたします。

両市町ともに、日ごろから広報編集を先進的に取り組まれており、白山市は平成27年から3年連続で近畿市町村広報紙コンクールにおいて優秀賞を、津幡町は平成29年度町村議会広報表彰で奨励賞を受賞されており、そのすぐれた紙面を作成する過程では、さまざまな独自の取り組みがなされていました。

本町にはない特徴的な取り組みとして、次のようなものがありました。

- 1 全頁フルカラー印刷で、音訳版、点訳版を作成している。（白山市）
- 2 編集会議には印刷業者も同席し、編集指示を直接伝えたり助言を得たりしている。（白山市）
- 3 地元出身者で配布希望の方には現住所地に広報を送付している。（白山市）
- 4 紙面、写真、企画記事ごとに編集担当の割り当てを決め、編集員は写真、見出し、原稿を担当する。（白山市、津幡町）

- 5 一般質問は、発言者が質問と回答の要旨をまとめ、原稿を作成する。（白山市、津幡町）
- 6 議会に期待することをテーマに、毎回市民3名の意見をいただいて掲載している。（白山市）
- 7 表紙の特徴は、
  - ・表紙を地元大学の美術学科に依頼し、春夏秋冬をテーマにイラストを掲載している。（白山市）
  - ・表紙全体を写真にしている。（津幡町）
- 8 各ページに見出しがついている。（津幡町）
- 9 広報編集で費用弁償が予算に反映されている。（津幡町）
- 10 広報紙発行までの手順書があり、手順書に沿って議会広報紙の発行がされている。（白山市、津幡町）
- 11 広報紙の無線綴じ（津幡町）

今回の視察を通じて、町民に議会広報を手にとって読んでもらうにはどのようなことを配慮して編集を行うべきか、多くのことを学びました。例えば、白山市では表紙をイラストにして、かたいイメージを払拭して明るいイメージを出し、若い世代にも手にとってもらえるようにし、津幡町では表紙を全面写真にするなどインパクトを出すようにする工夫がされていました。

また、広報紙の読みやすさについてもさまざまな配慮がされていました。本町議会だよりの編集に当たっても、文章は短く、わかりやすい言葉で表現することを心がけていましたが、文章の量が多くなってしまったり、空白が少ないことを改めて認識しました。特に、津幡町では、記事作成に関する書籍を参考にしながら、見出し、書体、改段落6段を決めて採用することで、誰でも読みやすい方法としていることについて、大変参考になりました。

また、住民の声を反映させるものでは、「議会に期待すること」をテーマに、意見の掲載や、「あの質問のゆくえ」と題して、これまで行われた議員からの一般質問や提言がどう取り組まれたかをレポートするなどのユニークな工夫がされていました。

本町議会だよりにについてもユニークな工夫の掲載を検討し、多くの住民に見ていただき、議会に関心を持っていただける広報紙にすることを心がけての編集をしていく必要があることを学びました。

結果、これらの課題を検討し、すぐに改善できるもの、中長期で改善を図るものを考え、改善に努めるとともに、1人でも多くの町民に読んでもらえる紙面づくりをしていきたいと思えます。

以上で、視察研修報告とします。

平成30年12月13日、広報委員会、神藤昭彦。

○議長【田村 稔君】 総務文教常任委員会及び広報委員会視察研修結果報告を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第4、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長【田村 稔君】 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申し出がありますので許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 平成30年第5回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、年末の慌ただしい中、12月4日から13日までの10日間にわたり開会され、この間、報告事項や承認事項、人事案件、条例関係、議決事項、補正予算など34案件を上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的なご審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。

可決いただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払ってまいる所存であります。議員皆様におかれましては、なお一層のご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。私の閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【田村 稔君】 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、12月4日から本日まで10日間にわたり開催され、議員各位には、提出されました多数の重要議案につきまして、始終、慎重かつ熱心に審議いただき、また、議会運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

執行部におかれましては、委員長報告を初め、各議員の意見につきまして十分検討を加えられ、行財政運営に反映されますよう希望し、挨拶といたします。

以上をもちまして、平成30年第5回上三川町議会定例会を閉会といたします。まことにお疲れさまでした。

午前10時48分 閉会